

# 第 19 回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成31年1月11日（金）午後3時00分～午後3時40分
2. 開催場所 邑楽町役場 201会議室
3. 出席委員 10人
  - 1 番 島田 信成
  - 2 番 清水 和夫
  - 3 番 松島 章倫
  - 4 番 天谷 雄一
  - 5 番 諸井 政男
  - 6 番 武井 輝行
  - 7 番 高田 洋子
  - 8 番 天谷 豊
  - 9 番 金子 節夫
  - 10 番 横山 正行
4. 欠席委員
5. 事務局 事務局長 森戸 栄一 係長 田中敏明 主任 大澤勇太
6. 議事日程
  - 第 1 議事録署名委員の指名について
  - 第 2 議案
    - 議案第 52号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（所有権）
    - 議案第 53号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
    - 議案第 54号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
    - 議案第 55号 現況証明願について
  - 第 3 報告
    - 報告第 25号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
7. 会議の概要

会長（天谷）	<p>それでは只今より、第19回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告をお願いします。</p>
事務局長（森戸）	<p>只今の出席委員数は、10名でございます。</p>
会長（天谷）	<p>事務局の報告の通り、本日の出席委員数は10名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数が出席しております。よって、第19回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言いたします。</p> <p>&lt;会長挨拶&gt;</p> <p>これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号1番島田信成委員、同じく2番清水和夫委員を指名いたしますので、ご了承お願いいたします。</p> <p>次に議事日程第2、議案第52号、農地法第3条第1項の規定による許可申請（所有権）についてを議題といたします。1番について、事務局より説明を願います。</p>
事務局（田中）	<p>議案第52号、農地法第3条第1項の規定による許可申請（所有権）についてであります。次の通り、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので、審議の決定を求めます。平成31年1月11日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p>番号1番、売買です。譲受人、譲渡人及び土地の表示、申請理由等につきましては、議案書記載の通りでございます。資料につきましては、1ページから2ページに記載がございます。</p> <p>現地確認を行っておりますので、報告を併せて申し上げます。1月7日、3班の委員の皆様と現地確認調査をしてまいりました。現地は農地として適正に管理されておりました。以上、皆様の審議を宜しく申し上げます。</p>
会長（天谷）	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関しまして、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手願います。</p>

<p>会長（天谷）</p>	<p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、本案件は原案の通り可決し、許可することと決定します。2番の案件については、農業委員会等に関する法律、議事参与の制限の規定により、審議が終了するまでの間、1番島田信成委員の退席をお願いいたします。</p> <p>（島田委員退席）</p> <p>2番について、事務局より説明願います。</p>
<p>事務局（田中）</p>	<p>番号2番、売買です。譲受人、譲渡人及び土地の表示、申請理由等につきましては、議案書記載の通りでございます。資料につきましては、3ページから4ページに記載がございます。</p> <p>現地確認を行っておりますので、報告を併せて申し上げます。1月7日、3班の委員の皆様と現地確認調査をしてまいりました。現地は元々荒れた状態でしたが、現在は燃やして管理がされており、耕運すれば耕作が再開できる状態になっていました。以上、皆様の審議を宜しく願います。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関しまして、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（天谷委員挙手）</p> <p>はい、天谷委員。</p>
<p>4番（天谷雄）</p>	<p>申請理由に「優良農地を確保し」とありますが、申請地を優良農地と判断するには、いささか無理があるように思います。この辺りの特に南側は、一年中水が溜まっているような土地です。仮に申請者が優良農地として使用していくのであれば、埋め立て等が必要になると思われます。</p> <p>また、譲受人本人の話ではありませんが、譲受人の関係者が数年前に〇〇〇地内の畑地を購入した上、残土で埋め立てをし、付近住民から苦情が出たと聞いています。今回の申請でも、そのようなことが起きないかが心配されますので、私はこの申請には賛成できません。</p>
<p>事務局（田中）</p>	<p>優良農地を確保するという表現の問題ですが、確かに申請地の現況からすると、優良農地と呼ぶには無理があるのは、委員のご指摘通りかと思えます。ただ、農地区分とし</p>

事務局（田中）	<p>まずと第1種農地に当たり、青地農地でもありますので、そうした意味での優良農地ということであり、必ずしも耕作条件の良し悪しの問題ではないということ、まず申し上げます。</p> <p>それから、譲受人についてですが、これまでの経過から問題があるのではないかというご指摘です。その点については、事務局としても把握していないわけではありません。委員のご指摘があった土地の問題については、残土ではないかという意見があってから事務局も調査に行きました。ただ、現地を見た限りでは、確実に残土であるという確証が得られる状態ではなく、また本人からは、残土ではなく土壌改良剤だという説明がされまして、それ以上の確認はできない状況でした。</p> <p>申請地については、今回の農地パトロールの時点で、荒廃農地と判断した土地です。その状態で放置されてしまうよりは、新しい耕作者によって耕作されたほうが、農地活用の観点から適当ではないかと判断しました。3条で所有権を移転した場合には、農業委員会が適正な耕作をしているかどうかを確認し指導するという権限もございますので、このまま放置されることなく、且つきちんと耕作されているか定期的に指導できる体制のほうが望ましいのではないかと判断をした次第です。</p>
4番（天谷雄）	<p>前の件もあって、現時点で既に、付近の農家から心配の声が上がっている状況です。また今回の場所は畑地ではなく湿地帯みたいな所で、雨が降れば水が入ってきてしまうので、万一の場合、周辺農地へ悪影響を及ぼすことも考えられます。</p>
事務局（田中）	<p>まさにそういった問題点等がないのかについて審議をするのが農業委員会であると思います。ただ一つ言えることは、どういうふうにすれば良いのかという道筋を申請者に対しては説明する必要があると思います。たとえば許可するに当たって一定の条件がある旨であったり、許可後も農業委員会として定期的に監視・指導を継続していく旨を説明するなどといったことです。</p> <p>最終的には議決を行うわけですが、もし否決とするのであれば、やはりそれなりの説明が求められることになることは、付け加えておきたいと思います。</p> <p>（横山委員挙手）</p>
会長（天谷）	はい、横山委員。
10番（横山）	天谷雄一委員からもご指摘のあった盛土についてです

10番（横山）	<p>が、実際に行う場合には、盛土条例に則ってチェックが加わるという認識でよろしいですか。また、今回の審議は、盛土についてまでは考慮に入れないで審議をするということでもよろしいですか。</p>
事務局（田中）	<p>仰る通りです。農地改良に当たりますので、農業委員会に対して農地改良の届出を提出していただきますし、併せて、町都市建設課へ盛土条例による許可申請を出す必要があります。よって無断で盛土をすることはできません。また、申請書の中の作付計画書には、麦を作るという記載がございますので、そこで麦が作れるのか等の問題もありますが、基本的には申請内容に無い盛土について考慮をするですとか、申請内容を疑ってかかるということはせずに、審議をするということになります。</p>
会長（天谷）	<p>他に質疑はございますか。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手願います。</p> <p>（挙手多数）</p> <p>挙手多数でありますので、本案件は原案の通り可決し、許可することと決定します。島田信成委員に関する議案の審議が終了いたしました。島田信成委員は席にお戻りください。</p> <p>（島田委員着席）</p> <p>続きまして、議案第53号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局（田中）	<p>議案第53号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第4条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。平成31年1月11日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p>番号1番。申請人、土地の表示、申請理由、および転用目的等については議案書記載の通りでございます。資料につきましては5ページから8ページとなります。以上、委員の皆様のご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>

会長（天谷）	事務局からの説明が終わりました。この件に関しまして、現地確認調査が行われております。担当委員からの報告をお願いします。
9 番（金子）	9 番金子です。1 月 7 日に事務局と 3 班で行いました。申請地については、大字石打字家間地内、案内図は資料の 5 ページ、付近状況図は 6 ページを参照してください。申請地は線引き以前から農家住宅用地として継続して利用しており、違法建築ではありません。しかし、農地法の許可を受けていないことから、今回の是正申請に至っております。農地区分は第 2 種農地と判断されます。3 班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。
会長（天谷）	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして議案第 5 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてであります。1 番について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（田中）	<p>議案第 5 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。平成 3 1 年 1 月 1 1 日、邑楽町農業委員会会長、天谷豊。</p> <p>番号 1 番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、9 ページから 1 2 ページを参照してください。以上です。</p>
会長（天谷）	事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。

9番（金子）	<p>9番金子です。1月7日に事務局と3班で行いました。申請地については、大字秋妻字下川原地内、案内図は資料9ページ、付近状況図は10ページを参照してください。申請地は非農地や住宅に囲まれており、農地としての利用が難しい所です。農地区分は第2種農地と判断されます。3班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
会長（天谷）	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。2番について、事務局より説明願います。</p>
事務局（田中）	<p>番号2番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、13ページから16ページを参照してください。以上です。</p>
会長（天谷）	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
2番（清水）	<p>2番清水です。1月7日に事務局と3班で行いました。申請地については、大字篠塚字坪谷地内、案内図は資料13ページ、付近状況図は14ページを参照してください。申請地の南側には山林が広がり、現地は不耕作地のような草が生えた状態でした。農地区分は第1種農地と判断されますが、隣接する山林と一体利用すること、また申請地の面積が、全体の事業面積の3分の1以下であることから、不許可の例外に該当します。3班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
会長（天谷）	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑</p>

<p>会長（天谷）</p>	<p>に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。3番について、事務局より説明願います。</p>
<p>事務局（田中）</p>	<p>番号3番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、17ページから20ページを参照してください。以上です。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
<p>1番（島田）</p>	<p>1番島田です。1月7日に事務局と3班で行いました。申請地については、大字狸塚字店地内、案内図は資料17ページ、付近状況図は18ページを参照してください。申請地の農地区分は第1種農地ですが、集落接続による不許可の例外に該当すると判断されます。3班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくお願いします。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p>



会長（天谷）	<p>続きまして、議案第 5 5 号現況証明願についてを議題といたします。1 番について、事務局より説明願います。</p>
事務局（田中）	<p>議案第 5 5 号現況証明願についてであります。次の通り願出があったので審議の決定を求めます。平成 3 1 年 1 月 1 1 日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p>改正農地調整法施行前、具体的には昭和 2 1 年 1 1 月 2 1 日以前から、宅地として利用されている場合には、その公簿地目が農地であっても、農地法の適用を受けないという決まりがあります。今回の現況証明願はこれに該当するということです。根拠は課税台帳に、建物が昭和 1 2 年建築と記載されていたことであり、1 月 7 日に 3 班の皆さんと事務局で現地を確認し、建物等を確認してまいりました。</p> <p>番号 1 番ですが、所有者、土地の表示、利用状況等については議案書記載の通りです。農業委員会の議決がされれば、会長名で現況証明書を交付し、登記地目の変更ができるという流れになります。資料につきましては、2 1 ページから 2 3 ページを参照してください。以上です。</p>
会長（天谷）	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関しまして、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手願います。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、本案件は原案の通り決定いたしました。</p> <p>続きまして議事日程第 3、報告第 2 5 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（田中）	<p>報告第 2 5 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出についてであります。次の通り、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出があったので報告します。平成 3 1 年 1 月 1 1 日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p>こちらは市街化区域内における 5 条の届出によるものでございます。番号 1 番から 2 番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については、2</p>

事務局（田中）	4 ページをご参照ください。以上、ご報告申し上げます。
会長（天谷）	<p data-bbox="507 241 1442 362">以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第19回邑楽町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p data-bbox="507 801 1401 878">上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。</p> <p data-bbox="644 972 951 1003">平成31年2月8日</p> <p data-bbox="644 1057 1305 1093">邑楽町農業委員会 会長 <u>天谷 豊</u></p> <p data-bbox="970 1187 1315 1223">委員 <u>島田 信成</u></p> <p data-bbox="970 1317 1315 1352">委員 <u>清水 和夫</u></p>